

重度心身障がい者医療費の支給を受けられる方へ

(精神障がい者保健福祉手帳2級をお持ちの方)

重度心身障がい者医療費支給制度は、重度の障がいのある方が負担する医療費を助成することにより、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

<助成の対象となる医療費について>

助成金＝自立支援医療(精神通院医療)の適用を受けた医療費

保険診療 (7割)	自立支援医療 (2割)	重度医療 (1割)
--------------	----------------	--------------

保険診療分・・・国民健康保険や健康保険などの公的医療保険が適用される医療費

自立支援医療(精神通院医療)分・・・精神疾患で通院する際にかかる医療費(指定医療機関のみ)

精神疾患を理由とし、指定医療機関として登録した精神科、神経科及び心療内科等に通院し自立支援医療(精神通院医療)により自己負担額が1割となった医療費が助成の対象となります。

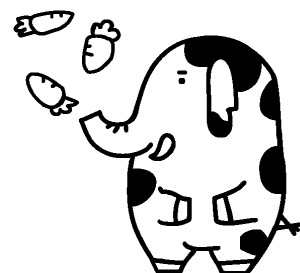
また、自立支援医療(精神通院医療)受給者本人の収入や世帯の所得、疾病の状況に応じて設定されている毎月の自己負担限度額を超えないように受診時は必ず「自己負担上限額管理票」を提示してください。提示忘れ等により上限を超えた場合は、後日医療機関に「自己負担上限額管理票」を提示し領収金額を訂正後申請してください。

<留意事項>

精神疾患の通院時にかかる医療費でも自立支援医療の指定医療機関外の場合は適用されません。

また、自立支援医療が更新されていない期間も同様に適用されません。

重度心身障がい者医療費支給制度の受給者証は自動更新ですが、自立支援医療受給者証の医療機関変更や更新手続は必須のため、ご注意ください。



<申請方法について>

「重度心身障がい者医療費支給申請書」は障がい者福祉課、各出張所にあります。また、ホームページからダウンロードもできます。新座市ホームページ <http://www.city.niiza.saitama.lg.jp/>

・埼玉県内の医療機関で自立支援医療(精神通院医療)適用分の受診時

窓口でマイナ保険証(又は資格確認書)、自立支援医療受給者証、自己負担上限額管理票、重度心身障がい者医療費受給者証を提示する。

⇒医療機関での支払不要(市から医療機関に支払います)

・埼玉県外の医療機関で自立支援医療(精神通院医療)適用分の受診時(又は受給者証不提示の場合)

⇒一旦、医療機関に医療費(保険診療一部負担金)を支払う。

<パターン1>「重度心身障がい者医療費支給申請書(精神通院医療費)」上部を記入し、下部の「領収書」欄に医療機関で発行された領収書(レシート)をホチキスで添付する。

<パターン2>「重度心身障がい者医療費支給申請書(精神通院医療費)」上部を記入し、「領収書」欄を医療機関に記入してもらう。

⇒各人で市役所障がい者福祉課(郵送可)又は出張所に提出

(裏面あり)

<資格について>

●次のように受給資格を喪失したときは、必ず喪失届を提出し受給者証を返還してください

1. 亡くなったとき
2. 転出したとき
3. 生活保護の該当となったとき
4. 精神障がい者保健福祉手帳の等級が下がったとき、又は有効期限満了後に更新手続きを行わなかったとき

※当事業は、精神障がい者保健福祉手帳を対象者の要件としているため、手帳の交付を受けていない方は対象外となります。更新手続きは忘れずに対応いただきますようお願いいたします。

●次の場合は必ず届け出てください

1. 住所、氏名に変更があったとき
2. 加入医療保険等に変更があったとき（記号・番号のみの変更も）
3. 振込口座を変更したいとき

※健康保険の変更の届出がないと医療費の支給ができません。



各種届出書は新座市役所障がい者福祉課窓口にあります。

※「重度心身障がい者医療費支給申請書」に記載しただけでは変更の届出にはなりませんのでご注意ください。

●長寿（後期高齢者）医療制度加入者は助成範囲が異なるため、必ず届け出てください

長寿（後期高齢者）医療制度加入者の助成範囲は、自立支援医療（精神通院医療）の適用を受けた医療費だけでなく、医療保険の一部負担金等（保険診療分）に拡大されます。届け出なく加入された場合、助成範囲は変わらないためご注意ください。

なお、65歳を迎えますと、障がい認定を受けて長寿（後期高齢者）医療制度に加入していただくことが可能となります。加入するには、現在加入中の健康保険から脱退し、長寿（後期高齢者）医療制度の保険料を納めていただくことになります。保険料や手続等の詳細について、長寿はつつ課長寿医療係へお問合せの上、御検討ください。

問合せ 新座市役所 障がい者福祉課 給付係(本庁舎1階)
〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号
電話 048-424-8180
新座市ホームページ <http://www.city.niiza.saitama.lg.jp/>